

特定粉じん（アスベスト）発生施設改めて公表 環境省



環境省は平成 17 年 11 月 17 日に、大気汚染防止法に基づく特定粉じん発生施設届出工場・事業場を追加公表しました。これは、石綿による健康障害について国民の不安が高まっている状況を考慮しているもので、今回の公表は平成 17 年 8 月 26 日の公表内容を修正したものです。

特定粉じん発生施設は総数で 398 工場・事業場(前回公表より+14)となりました。現在も稼働中の工場・事業場は 40(同-2)となっています。関東では総数 120、稼働中の工場・事業場は 10 となっています。公表されている内容は、会社名や所在地、製造している石綿関連製品の種類、石綿関連製品の製造状況等です。

環境省では今後も特定粉じん発生施設の存在が判明した場合は追加公表していく予定としています。

当社では、大気・建材等のアスベスト分析を行っております。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料:2005 年 11 月 17 日付 EIC 国内ネット、環境省HP

環境分析箇所 小林正幸

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 アスベスト・PCB等の化学分析 |
| 4 水道法第 20 条に基づく水質検査 | 8 EU規制物質の化学分析 |

